

ハローワークの求人情報のオンライン提供利用規約（地方自治体等）

<変更箇所>

【変更前】

1.7 利用状況の報告等

(1) 採用決定数等の報告

対象団体は、オンライン提供された求人情報をもとに採用が決定した人数及び当該求人情報を委託訓練等の実施機関に提供した場合はその機関の数とその頻度を、各四半期ごとに（各四半期の最終月の翌月 20 日までに）都道府県労働局に遅滞なく報告すること。

【変更後】

1.7 利用状況の報告等

(1) 採用決定数等の報告

対象団体は、オンライン提供された求人情報をもとに採用が決定した人数等を、四半期ごとに（各四半期の最終月の翌月 20 日までに）都道府県労働局に遅滞なく報告すること。

なお、地方自治体については、オンライン提供された求人情報を委託訓練等の実施期間に提供した場合はその機関の数とその頻度も記入することに留意すること。